

商工業融資をご利用の方へ

墨田区役所産業観光部経営支援課

TEL 03-5608-6183

重要なお知らせが記載されています。裏面も必ずお読みください。

◆ 融資金の返済方法 ◆

返済方法は元金均等毎月割賦償還です。

返済の途中で返済方法の変更を行った場合、事実のあった日から利子の補助を停止し、過払い分については返還を求める場合があります。詳細については◆利子の補助の停止◆をご確認ください。

◆ 申込みの取下げ ◆

申込みを行った融資を取下げの場合、区がお渡しした紹介書一式を区融資担当までご提出ください。

その際、お渡しした中の墨田区商工業融資回答書に取下げ理由を明記した上でご提出ください。

取下げをせず新たな融資の申込みをされた場合、あっせん受付が出来ない場合があります。

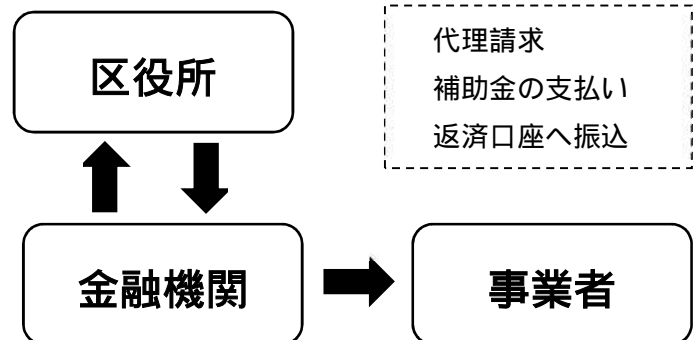
◆ 利子の補助 ◆

ご利用されている金融機関が区へ代理請求しますので、融資を受けた方が手続きをする必要はありません。

補助金振込のご案内は送付していませんので、通帳を記帳しご確認ください。なお、返済口座への入金日は各金融機関へお問い合わせください。

利子の補助は年3回、以下のとおり補助を行います。

補助月	補助期間
4月	11月～2月返済分の利息
8月	3月～6月返済分の利息
12月	7月～10月返済分の利息



利子の補助の停止

下記のいずれかに該当する場合、利子の補助を停止します。

また、下記事実のあった日以降に交付を受けた補助金については、全部または一部の返還を求める場合があります。

- ・ 約定に基づく返済が行われなくなったとき（返済期日・返済額の変更、元金の一部内入れ等）。
- ・ 墨田区外へ移転したとき。
- ・ 融資資金を目的以外に使用したとき。
- ・ 一括繰上げ返済を行ったとき。
- ・ 代位弁済を受けたとき。
- ・ その他、墨田区が不適当と認めたとき。

条件変更事務取扱要領に基づく返済期間の変更については、利子の補助が継続されることがあります。

詳しくは区融資担当へお問い合わせください。

信用保証料の補助

(「公害防止資金」「アスベスト対策資金」「経営安定資金」「チャレンジ支援資金」「M&A資金」「事業承継支援資金」)

利子の補助と同様にご利用されている金融機関が区へ代理請求をします。

融資を受けた月の約2か月後に、金融機関を通じて返済口座に振込まれます。

補助金振込のご案内は送付していませんので、通帳を記帳しご確認ください。なお、返済口座への入金日は各金融機関へお問い合わせください。

一本化した融資の保証料の補助に関しては、新たな融資の保証料から返戻保証料を差し引いた額を補助します。

一括繰上げ返済を行った時の信用保証料補助金の返還

信用保証料の補助対象である融資資金を一括繰上げ返済した場合、補助済みの信用保証料の一部を返還していただく場合があります。

一括繰上げ返済を行った場合、当初の保証期間が短縮されるため、その期間に相当する保証料が保証協会から還付される場合があります。

保証協会へ支払う保証料を区が補助している融資資金については、一括繰上げ返済により還付された信用保証料(区の補助金相当分)の返還請求を行います。

返還方法は..... 保証協会からの還付を受けた後、区から返還のための納入通知書を送付しますので、期限内にお近くの金融機関又は郵便局で納めてください。

保証料補助金の返還請求を受け返還をしていない場合、新たな融資のお申込みをお断りすることがあります。

その他

個人情報の取扱いについて

商工業融資業務に利用するため、金融機関及び東京信用保証協会と本融資に関する情報を共有する場合がありますのでご了承ください。

返済口座の解約について

返済終了後、すぐに口座の解約を行うと、利子の補助金の振込が出来なくなりますので、最終の利子補助月の振込を確認するまでは、口座の解約を行わないでください。

融資申込時の内容に変更があった場合

事業所所在地、代表者住所地等融資申込時の内容に変更があった場合は、すみやかにご利用されている金融機関へお申し出ください。

墨田区融資制度について

資金使途に応じた融資制度があります。詳細については区ホームページをご確認ください。



【すみだビジネスサポートセンター】

経営者・事業者のみなさまのさまざまな経営課題・技術課題をサポートし、解決のヒントと実現をみなさまと一緒に考えます。(事前予約制 相談料無料)

場所：墨田区役所1階 開設時間：平日9時～17時 TEL：03-5608-6360

